



オーストラリアの養子の経験から

Manager of
Victorian Adoption Network
(VANISH)
Ms. Charlotte Smith

(資料) オーストラリアの養子縁組の歴史

1928年にビクトリア州で養子縁組が正式に法制化され、1928年から84年までの間に約64,000件の養子がおこなわれた。養子に出された子の出生証明書は新たに作成され、そこには養親の名前が親として記載されていた(産みの親の情報は隠された)。

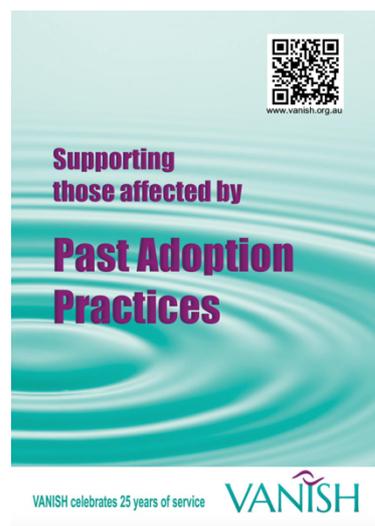
強制的養子(forced adoption)は、主に1950年代から70年代頃に行われたもので、未婚の女性から生まれてくる子どもを引き離し、養子に出す、施設に送るということが組織的に行われた。約22万5千人が引き離されたと言われている。当時、未婚の女性が子を産むことは反道徳的だと考えられていた。多くの場合、母子にとってはトラウマ的な出来事となった。

原住民の子どもに対しても、白人社会に同化させるため親と分離し、養子に出されたり施設に送られたりした(このことについて、2008年に政府は公式謝罪した。ビクトリア州では1997年)。施設に送られ、家庭を奪われた人々を“Forgotten Australians”と呼び、政府は2009年に正式謝罪した(ビクトリア州は2006年)。2013年、強制的養子について政府は正式に謝罪した。

Victorian Adoption Act 1984により、養子

に出された人は、産みの母親(と父親)の個人情報にアクセスすることが認められた。

2013年7月1日から改正法により、産みの母親(と父親)の方からも養子の個人情報にアクセスすることが認められた。



(VANISHの冊子)

Q. VANISHが設立された経緯について教えてください。

1989年に成立され、今年(2019年)で30年になる。もともとは養子に関して活動していた草の根のグループに端を発している。養子法の改正(オリジナルな出生証明書の開示が可能になった)によって、たくさんの人たちが情報を求めてwaiting listができた。そのあと、政府は対応できなくなり、政府が出資して、この組織が設立されることになった。

VANISHはセルフヘルプモデルに則っている。当初はボランティアで運営されていた。彼らは養子に関する個人的な経験を持っていた。今はもっと(プライバシーに関する)専門的な知識が要求されるようになって



て、ボランティアのスタッフは存在しない。現在のスタッフは8名で運営されている(フルタイムは1名)。VANISHは産みの親の連絡先を提供して、最初の手紙でどのように書いたらいいかなどをアドバイスしている。養子になった人たちのエンパワーになると思っている。組織のメンバーは900人ほどで、全員が養子に関する個人的経験を持っている。その中から委員会のメンバーを選ぶ仕組みになっている。

サポートされているメンバーの数は、年報に記載している。2018-9年には205人が探索を依頼した。1 情報提供やサポートを1,389人に依頼した。カウンセリングを331人に提供、375人がサポートグループに参加、257名が専門家からの助言を受けた。566人がカウンセリングの訓練を受けた。511人がコミュニティの教育を受けた。

Q. 強制的養子 “forced adoption” について教えてください。

“Forced”の定義は色々だ。同意なく、選択肢がない状況、騙されて、同意が撤回できる権利があることを知らされなかった、経済的な支援があることを知らされなかった、違法な方法で、などなど。

当時の考えで、結婚していない若い女性は、ちゃんとしたキリスト教徒のカップルに比べて子育てに向いていないと考えられた。VANISHでは約4分の3が過去の強制的養子に関わる人だといえる。でも過去の自分の状況を知らない人も多い。つまり偽りの記録や話がたくさんあるということ。

当時、産みの親の情報には注意が払われ

ていなかった。というのは産みの親にとって、(子どもを産んだという事実を消して)何もなかったことにすれば“罪から自由に”なれるだろうと考えられていたから。

Q. 養親は養子の事実を伝えていますか？

データはなく、この分野での研究もほとんどないのでわからない。子どもは大人になってから、または両親が死んだあとに偶然、あるいは誰かに知らされて認識することが多いようだ。

2013年の法改正で、産みの親の側から養子の情報を調べることができるようになった。養親の多くは、子どもには知らせないよう勧められたので、嘘をついたままだった。養親の多くは子どもがいらない、不妊のカップルだったといえるが、もちろんそうではない、慈善で養子をもらう人もいる。

Q. 養親による子どもの虐待という問題はありましたか。どのような啓発が必要でしょうか。

かつては、養親に対するチェックがほとんどなかった。例えば、結婚や収入の安定性、宗教(非公式)、心理状態など。また子どもの福祉を守るためのチェック体制も弱かった。

The Trauma Cleanerというタイトルの本を書いた Sarah Krasnosteinによれば、彼女は男の子として養親に育てられた。そのあと彼女の養親は何人かの男の子を養子にとった。それで彼女は大変な虐待にあった。最後は、売春するにまでなってしまった¹。

もう一つの例では Kerri Saint という人で、

¹ Sarah Krasnostein (2018) The Trauma Cleaner: One

Women’s Extraordinary Life in the Business of Death,



鉱山で働くために養子に取られた。そのような例はあるものの、養子に対する虐待が、血縁がある親子関係よりも多く発生するのかどうかはわからない。

現在は、養親に対するチェックと教育はきちんと行われる。子どもが特別なニーズがある場合には、トレーニングが提供される。ただ、ビクトリア州では養子はいまとても少ない(“permanent care”は多い)。

Q. 養親の知る権利に対する考え方や実践はどうなっていますか。

はっきりしたことは言えない。一部の養親は子どもの知る権利に対してとても頑固な考え方を持っている場合もある。なぜ子どもが知りたいかということを理解することもできない。もちろん理解できる養親もいる。過去には言わない方がいいとアドバイスを受けていた人もいる。

Q. 養子に関する過去の記録はどのように保管されていましたか。

Adoption Information Services は、過去の記録についてのブックレットを発行している。約 65,000 件の養子に関する情報があり、そのうち約 38,000 件が開示請求された。私的なあるいは違法な養子の記録はほとんどの場合、残っていない。それ以外の全ての記録は、政府か、または養子を斡旋した宗教施設に保存されていた。VANISH ではときどき私的な情報について問い合わせを受けることがある。現在、政府に対し、Forced adoption に関する問い合わせがなされてい

る。新たな記録を発掘するために必要な手続きだと思う。

Q. DNA 検査で養親と養子が出会ったケースはありますか？

DNA 検査はトリッキーだと思う。VANISH では基本的には推奨していない。というのは知られていないリスクがあるかもしれないから。例えば、プライバシーの漏洩など。ただ、技術は進歩しているので、状況によっては推奨することもある。

DNA 検査で出会ったケースはたくさんある。きょうだいを見つけるのにも使われている。大抵の場合、養子は産みの母親のことは見つけているケースが多い、だから父親を探すために DNA 検査を受けるケースが多い(養子の記録にアクセスできても父親の情報はない場合も多いから)。

Q. VANISH では VARTA と同じように両者を仲介しますか？

VANISH で仲介するのは、特別なケースだけ(たとえばレイプ、近親相姦、病気の場合など)。通常、VANISH では、自分たちでコンタクトするように勧めている。VANISH では、最初の連絡方法として、手紙を送ることを勧めている。知らない組織からコンタクトを受けるよりも、手紙や電話をもらった方が親はレスポンスしやすいから。

Q. 親がコンタクトを取りたいケースが多いですか、それとも子どもがコンタクトを



取りたいケースが多いですか？

ほとんどの場合、VANISH に連絡してくるのは養子の方から。親の方からコンタクトできるようになったのは2013年から。その時には既に子どもほうからコンタクトされていた親が多かったと思う。でも自分からコンタクトできるということを知らない親も多い。VANISHには、養子から生まれた子どもからの連絡も時々ある。産みの親がアボリジニーの場合は、Linkup または Connecting Home という組織を利用してもらう。

Q. Contact Veto はどんなときに提出されますか？

Contact Statement というものを提出して、あとから取り消すこともできる。個人が特定されたら、互いの生活にカオスをもたらすのではないかという大きな恐れがあった。しかし、概して人々はアプローチする時にとっても思慮深く行動している。相手に対する恐れが多い分、慎重に行動している。Contact Veto が出ている場合でも、ファイルに手紙を挟んで渡してもらうことができる。これはしばしば、なぜコンタクトされたくないかについての議論を喚起することになる。その結果、もっとたくさんの情報を得ることができれば、最終的には気持ちを変える人もいる。

Q. 強制的養子の場合、母子の分離は、トラウマになって、その後の愛着関係に影響が生じると聞きました。代理出産の場合はどうでしょうか？ 似ている点と違う点はあ

りますか？

アタッチメントに与える影響について、Primal Wound についての秀逸な研究論文がある。

Dr. Jenny Conrick が、母親になった養子についての研究を公表している。養子の子育てに影響しているのは理解しやすい。例えばとても過保護な特徴を持つなど。親になった経験がいろいろな引き金になる。サポーグループでもそのことがよくテーマにのぼっている。

VANISH では代理出産のケースをほとんど知らないが、同様の問題が生じうるのは容易に予見しうる。しかし、代理出産で生まれた子どもの福祉についての議論はほとんどないと思う。代理母の搾取については懸念している。代理母の搾取については立場が二分する問題だと思う。

VANISH では産みの母から引き離される経験は子にとってトラウマだと考えている。代理出産でないケースでは、当然、子どもは母親にもとに置かれるのが普通だから。だから何かトラウマ的な面があると思う。ただそれが何を意味しているかについては十分に明らかにされていない。

Q. 養子と配偶子提供の似ている点、違う点はありますか。

養子とドナーで生まれた人の中にはパラレルな問題があると思う。一つは血縁に関する狼狽(“genealogical bewilderment”)で、子どもは家族の中で似ている人がいない中で成長することが、所属の感覚にインパクトを与えている。養子に出された人は、家族の中に遺伝的つながりがある人が全くいない。



一方、ドナーが生まれた人の場合は、両親のどちらかとは遺伝的には関係している場合が多い。ドナーから生まれた人の場合は、アタッチメントに関する“Primal Wound”は持っていない。

“秘密”はもう一つの平行線だと思う。両者とも、子どもの知る権利の重要性が無視されてきた。彼らは、前を向いて感謝しなさいというナラティブに従わされてきた。また福祉に関しては教育や日常生活に焦点があてられているが、情緒的な面はあまり考慮されてこなかった。

Q. 養子に対するスティグマはありますか？

個人的な意見として。養親に対するスティグマはある程度あると思う。その理由の一つは、不妊と結びついているから。第三者が関わる生殖医療についても同じだと思う。しかし、子どもに関しては養子に対するスティグマの方が強いと思う。養子のことを周りの人たちにどう話せばいいか相談しにVANISHに来る人もいる。周りに人に話せば、ネガティブなインパクトがあるのではないかと懸念しているから。養子に関するジョーク(adoption joke)はまだある(親が実子に対し、お前は養子だからと言ってからかうこと)。でもドナーから生まれた人についてはどうなのかわからない。

2020年1月

(まとめ 日比野 由利)

Victorian Adoption Network (VANISH)

Make a Donation

VANISH Victorian Adoption Network for Information and Self Help.
Serving the post-adoption community for over 25 years.

ABOUT VANISH SERVICES PROFESSIONALS RESOURCES NEWS & EVENTS CONTACT US

fact

Welcome to the Victorian Adoption Network for Information and Self Help

VANISH provides support for members of the community who have been separated from their family of origin by adoption.

[Read More](#)

Welcome To VANISH

LOCATED in Melbourne with members in all parts of Australia, VANISH is funded by the Victorian State Government through the Department of Health and Human Services.

SERVICES are currently available to:

- people affected by adoption (domestic and intercountry) - mothers, fathers, adopted persons, adoptive parents and family members of all these people.
- people affected by donor conception.
- Forgotten Australians - former wards of state, de facto adoptees and/or those who were voluntarily placed in institutions or foster care in Victoria up to and including 1989.

Services are free if the adoption and/or 'out of home care' took place in Victoria. There are however, costs associated with obtaining relevant certificates, files and records. VANISH extends its services to persons from interstate and overseas for a small fee.

Supporting those Affected by Past Adoption Practices

[Read More](#)

Latest News

11 Jan 2020
VANISH Update: Community 2019